

# 令和6年4月定例会議案

久喜市教育委員会

## 議 案 目 錄

議案第 27 号	久喜市教育委員会会計年度任用職員の採用について	1
議案第 28 号	久喜市教育委員会所管の委員等の委嘱又は任命について	3
議案第 29 号	久喜市立図書館条例施行規則の一部を改正する規則について	12

議案第 27 号

久喜市教育委員会会計年度任用職員の採用について

久喜市教育委員会会計年度任用職員について、別紙のとおり採用することについて議決を求める。

令和 6 年 4 月 22 日提出

久喜市教育委員会  
教育長 柿沼光夫

議案第27号 「久喜市教育委員会会計年度任用職員の採用について」の別紙  
資料につきましては、人事案件であるため非公開です。

【職種】

- 1 事務補助員
- 2 公民館事業運営委員

議案第28号

久喜市教育委員会所管の委員等の委嘱又は任命について

久喜市教育委員会所管の委員等について、別紙のとおり委嘱又は任命することについて議決を求める。

令和6年4月22日提出

久喜市教育委員会  
教育長 柿沼光夫

議案第28号 「久喜市教育委員会所管の委員等の委嘱又は任命について」の  
別紙資料につきましては、人事案件であるため非公開です。

【職種】

- 1 久喜市立小・中学校学区等審議会委員
- 2 鶩宮西中学校区における義務教育学校設立準備委員会委員
- 3 久喜市教科用図書選定委員会選定委員
- 4 久喜市教科用図書調査研究専門部会委員
- 5 久喜市中学生学力アップ推進事業コーディネーター
- 6 久喜市中学生学力アップ推進事業学習支援員
- 7 小学校理科支援員
- 8 久喜市立図書館運営審議会委員

議案第29号

久喜市立図書館条例施行規則の一部を改正する規則について

久喜市立図書館条例施行規則の一部を、別紙のとおり改正することについて議決を求める。

令和6年4月22日提出

久喜市教育委員会  
教育長 柿沼光夫

## 久喜市立図書館条例施行規則の一部を改正する規則

久喜市立図書館条例施行規則（平成31年久喜市教育委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

第7条の次に次の1条を加える。

（個人が行う電子情報処理組織による登録の申込等）

第7条の2 前条第1項の定めによるものほか、個人は、教育委員会が別に定めるところにより電子情報処理組織（教育委員会の使用に係る電子計算機と当該個人の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）を使用し、前条第1項に規定する登録を申し込み、当該申込内容に記録された個人を識別できる情報（以下「利用者登録情報」という。）の提供を受けることができる。

2 前条第3項から第5項までの規定は、利用者登録情報の取扱いについて準用する。

第8条の見出し中「利用券」の次に「等」を加え、同条中「前条」を「前2条」に、「利用券」を「利用券又は利用者登録情報」に改める。

第10条第2項中「利用券の交付を受けた個人」を「利用券の交付を受けた個人又は第7条の2の規定により利用者登録情報の提供を受けた個人」に改める。

第19条中「第18条中」を「前条中」に改める。

## 附 則

この規則は、令和6年5月1日から施行する。